

2024年12月ハイパーカレンダーレポート

2003年度、個人情報保護法の施行を契機として、中小企業庁の委託を受けてはじめた「企業のための情報モラル啓発事業」も気付けば20年を超えて活動している。

当研究所の研究員は、スマホがない時代からインターネットなどによる子供のイジメや相談を受けてきて情報モラルに関する研究を進めてきた。保護者や教員に向けての普及啓発も行っており、ネット社会が進むにつれて子供たちだけでなく、企業にも情報モラルは必要であることからはじめた事業だった。

情報モラルとは

企業が情報を扱う上で求められる考え方と行動を指し、特に個人の尊重、安全、社会的公正に配慮した考え方と態度、行動が求められる。

このセミナーは、私たち一人ひとりが、情報を取り扱う際に気を付けなければいけない最低限のモラル「情報モラル」について、トラブルを起こさないため、巻き込まれないために、どうすべきか!!その考え方と対策を「人権」「安全」「社会的公正への配慮」の側面から説明するものである。

この事業の基本は人権であるが、情報には何かしら人権に関することが含まれている。法律の改正やメディア等を通じた啓発が行われても止まらないネットトラブル。紙に印刷されたデータであれば、漏洩による広がりも限定されるが、電子データで流出すると、一挙に全世界に広まる恐れもあり、漏洩したデータを回収したり、削除することはほぼ不可能なのである。

このセミナーは20年が過ぎた今では情報管理だけではなく、幅広い分野（ネット、生成AI、セキュリティ、CSR、人権DD、Webアクセシビリティ等）をテーマとした内容となっている。これからも新たな視点でのセミナー、教材の作成を通しての普及啓発を続けていかなければならないと感じている。

今年度は、セミナーおよびパンフレット制作を行っている。

セミナーは、7会場で開催 <https://www.j-moral.go.jp/>

埼玉（大宮）、静岡、北海道（札幌）、石川（金沢）、大阪は2024年に開催。

岡山、鹿児島が年明けの2025年の開催となる。

是非、会場で講師の生の声を聞いて欲しい。



（文責：相原 幸）